

岩手県告示第350号

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のとおり変更した。

平成22年4月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

第3条第2号中「横浜市」の次に「、相模原市」を加える。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。